

委員会の審査から、会議の開催状況

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。第4回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

【市からの説明】平成24年10月12日、東京都人事委員会では、公民較差相当分0.32%解消のため、住居手当の見直しと給料月額額の改定により、給与月額を引き下げ

る勧告が行われた。東京都の給料表準拠の本市についても東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都と同様に住居手当の見直しと給料月額額の改定を行い、公民較差解消のため、給与の引き下げを行うもの。

【主な改正内容】

給料表関係

・ 職責・能力・業績の給与への反映を一層徹底する観点から給料表を改定。

住居手当関係

・ 現行は、世帯主及びこれに準ずる者を支給対象としていたものを、平成25年1月1日から年度末年齢35歳未満の借家・借間に居住している世帯主等に限定。平成24年12月1日から管理職の職員に住居手当は支給しない旨を新たに規定。

【主な質疑等】

問 住居手当の対象人数の変動は、また、それによる削減額は。

答 現在の支給人数は698名。改定に伴い対象者は93名に

なる。今年度の実績から算出して年間約5千400万円の効果額となる。

問 公民較差是正が、この形になった背景と、給与改定の10年間の推移は。

答 公民較差の背景により、生活関連手当の見直しから住居手当を改定するもの。これによりマイナス0.32%以上の効果になり、給与に再配分するもので、給料は平均0.8%アップする。全体としては給料は平均で2千357円上がり、給与全体では1千272円下がる。10年間の推移は、下がり続け、マイナス改定である。

文教厚生委員会

「スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について」

【市からの説明】平成25年4月1日から5年間の西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の選定を行ったところ、4団体からの応募があり、審査の結果、現在の指定管理者であるMTNT共同事業体が引き続き指定管理者として施設の運営に当たることになった。

【主な質疑等】

問 施設の現状をよく知る現在の指定管理者が選定されたが、新規参入を目指す業者との情報の格差はなかったのか。競争は平等に行われたのか。

答 公募説明会のほか、施設説明会や見学会を行った。質問については質問書として受け付け、内容をホームページで公表した。

問 平成20年度から23年度までの収支報告書によると最終的に4千600万円の赤字になっている。このうち半分が市に還付されるが、こ



れを使って市民サービスを向上させることはできないか。

答 還付金についてはスポーツ振興基金に積み立て、現在は国体の事業などに用いている。今後の西東京市のスポーツ事業の発展、振興に役立てたい。また、現在の指定管理者は積極的に事業を増やす努力をしてきた。それに伴い、平成23年の利用者は約70万人となっており、平成19年の58万5千人と比較して約20%増加している。

【結果】賛成全員で可決



指定管理者が事務所を置く西東京市スポーツセンター

【小規模校（住吉小・泉小・保谷小・本町小）統廃合に関する陳情】

【趣旨】統廃合の対象となっている学校の児童やその保護者、地域の関係者等に対し、十分な説明と情報提供、意見聴取を求める。

【市からの説明】学校の適正規模・適正配置は平成13年の合併時からの課題であり、これまでも検討を重ね、その結果を情報公開コーナーやホームページ等で公表してきた。

平成24年度は、5月の市報で平成24年度中に具体的な検証の上、統廃合の方向性をまとめる旨を広報した。その後、学校運営連絡協議会における説明や、関係者の統廃合に当たっての懸念事項を把握するための意識調査を実施した。また、10

問 学童クラブはどうなるのか。

答 庁内検討委員会の中には学童クラブを所管する児童青少年課も入っている。統廃合の検討に当たっては学童クラブの扱いも検討している。

【結果】賛成全員で採択

建設環境委員会

「西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

【市からの説明】近年の防災意識の高まりから、備蓄倉庫等の設置事例が増加している現状を受け、建築物の一部である備蓄倉庫等について、容積率の基礎となる延べ面積の算定に緩和を図ることを目的として、建

築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正し、規定の整備を図るものである。

【主な質疑等】

問 附則で、平成24年9月20日にさかのぼり適用とあるが、どういう理由か。

答 遡及適用は住民の利益になる場合に行われる。本条例改正は、建築物の容積率の最高限度の緩和で、住民の利益になる場合と解されるので、建築基準法施行令の一部が改正された9月20日にさかのぼって適用する。

問 何が住民の利益なのか。

答 防災に寄与する備蓄倉庫等は、従前の容積率から免除して、その分を住居の部分に容積率を組み込めることなどである。

【結果】賛成全員で可決

会議の開催状況（平成24年11月～12月）

11月

1日 会派代表者会議

5日 駅周辺再開発等特別委員会

19日 議会運営委員会

27日 議会運営委員会

30日 第4回定例会・本会議（議案等上程）議決、付託）、企画総務委員会、駅周辺再開発等特別委員会、議会運営委員会、議会報編集委員会、会派代表者会議

12月

3日 本会議（一般質問）

4日 本会議（一般質問）

5日 本会議（一般質問）

6日 文教厚生委員会、建設環境委員会

7日 企画総務委員会

12日 本会議（委員会審査報告、議員提出議案上程）議決）、文教厚生委員会、議会運営委員会